

山梨県公報

第七十七号

令和二年

三月五日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更(三件)……………九五

○道路の供用開始……………九六

公告

○特定計量器の定期検査の実施……………九六

○換地計画の決定……………九八

○随意契約の相手方の決定について……………九八

人事委員会

○令和二年度山梨県警察官採用試験の実施について……………九九

告示

山梨県告示第六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和二年三月二十六日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府精進湖線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲府市小瀬町字北屋敷三八〇番五地先から甲府市小瀬町字北屋敷三三五番九地先まで	旧	九・〇(四六・七)	一六六・六	

新 一七・五(三五・三) 一六六・六

山梨県告示第六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和二年三月二十六日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 野田尻四方津停車場線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
上野原市大野字田わき原二〇〇六番二地先から上野原市大野字うしろ山二三〇七番一地先まで	新	一〇・二(一三・五)	三五・五	
	旧	一〇・八(二七・九)	三五・五	

山梨県告示第六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和二年三月二十六日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高畑谷村停車場線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

都留市下谷字宮の腰二八四五番三地先から 都留市下谷字宮の腰二八四三番一地先まで		旧	九・三 四四・四	二六・七
新	一二・三 四四・四			二六・七

山梨県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年三月二十六日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百四十号	山梨市牧丘町隼字坂ノ上二三 九九番一地先から 山梨市牧丘町隼字カジメ一四 六番一地先まで	四〇〇・〇	令和二年三 月六日

公 告

● 特定計量器の定期検査の実施
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、令和二年度前期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和二年三月五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

対象となる 特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動はかり (計量法 施行令（平 成五年政令 第三百二十	令和二年四月 十六日	午前十時から 午後三時まで	甲州市大和 ふるさと会 館	甲州市の うち旧勝 沼町及び 旧大和村	一般社団法 人山梨県計 量協会

九号)第五
条第一号又
は第二号に
掲げるもの
を除く。)、
分銅及びお
もり

令和二年四月 十七日	同	甲州市勝沼 市民会館	同	同
令和二年四月 二十日	同	同	同	同
令和二年四月 二十一日	同	同	同	同
令和二年四月 二十三日	同	同	同	同
令和二年四月 二十四日	同	同	同	同
令和二年四月 二十七日	同	同	同	同
令和二年五月 十二日	同	山梨市役所 牧丘支所	山梨市の うち旧三 富村及び 旧牧丘町	同
令和二年五月 十四日	同	同	同	同
令和二年五月 十五日	同	笛吹市役所 春日居支所	笛吹市	同
令和二年五月 十八日	同	笛吹市役所 市民窓口館	同	同
令和二年五月 十九日	同	笛吹市役所 旧境川支所	同	同

皮革面積計	令和二年六月十九日から令和三年三月三十一日までの間で、個別に県が指定する日	同	該当する場合に限る。）	同	同
	令和二年六月十九日から令和三年三月三十一日まで（山梨県の休日を含める条例に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）	甲府市を除く県下全域	山梨県計量検定所

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（白州地区鳥原第一工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年三月五日

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 二 縦覧期間 令和二年三月六日から同年四月三日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和二年四月十八日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年九月五日まで

● 随意契約の相手方の決定について

次のおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年三月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る役務

- (一) 名称 山梨県電子入札・公共事業総合管理システム保守運用業務
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県県土整備部県土整備総務課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和元年十二月二十七日
- 四 随意契約の相手方
- (一) 名称 株式会社 YSK e i c o m
 - (二) 住所 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号
 - 五 契約金額 一億八百万四千円
 - 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
 - 七 随意契約によることとした理由 山梨県電子入札・公共事業総合管理システムの開発業者以外の者から調達をしたならば、本件システムの円滑な運用に著しい支障が生ずるおそれがあるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当）。

人事委員会

● 令和二年度山梨県警察官採用試験の実施について
令和二年度山梨県警察官採用試験を次のとおり実施する。
令和二年三月五日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種		区分		採用予定人員	職務内容
春季試験	警察官A (第1回)	男性		23名程度	<p>個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。</p> <p>なお、警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)は、上記のほか、警察官に対する柔道又は剣道の技能指導等の業務にも従事する。</p>
		女性		10名程度	
秋季試験	警察官A (第2回)	男性		5名程度	
		男性/ 武道指導	柔道又は 剣道	2名程度	
		女性		2名程度	
		女性/ 武道指導	柔道又は 剣道	2名程度	
	警察官B	男性		10名程度	
		女性		10名程度	

※採用予定人員は変更になる場合がある。

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 年齢、性別及び学歴

試験職種	区分		年齢及び性別	学歴
警察官A (第1回) (第2回)	男性		昭和62年4月2日以後に生まれた男性	<p>学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは令和3年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者</p>
	男性/ 武道指導	柔道又は 剣道	昭和62年4月2日以後に生まれた男性	
	女性		昭和62年4月2日以後に生まれた女性	
	女性/ 武道指導	柔道又は 剣道	昭和62年4月2日以後に生まれた女性	
警察官B	男性		昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた男性	<p>警察官Aの学歴要件に該当しない者</p>
	女性		昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた女性	

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・ 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法人大学評価・学位授与機構を含む。)から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
- ・ 外国における大学等を卒業(通算修学年数が16年以上となるものに限る。)した者又は卒業見込みの者

イ 警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)を受験する者については、上記アの受験資格のほかに、次のいずれかの要件を必要とする。

- (ア) 柔道については、公益財団法人全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は公益財団法人講道館の柔道三段以上の段位を有する者
- (イ) 剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は一般財団法人全日本剣道連盟の剣道三段以上の段位を有する者
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる競技会へ出場するための予選会において、当競技会への出場権を得た者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条に該当する者(次のいずれかに該当する者)
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間等

(1) 試験案内配布開始日 令和2年3月19日(木)

(2) 受付場所、受付期間及び受付時間

区分	受付場所・送付先	受付期間		受付時間等
		春季試験	秋季試験	
持参	山梨県内各警察署	令和2年3月19日(木)から令和2年4月17日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)	令和2年7月27日(月)から令和2年8月21日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)	午前8時30分から午後5時15分まで
		令和2年3月19日(木)から令和2年4月17日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	令和2年7月27日(月)から令和2年8月21日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	
郵送	山梨県警察本部警務課	令和2年3月19日(木)から令和2年4月17日(金)まで	令和2年7月27日(月)から令和2年8月21日(金)まで	最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。
インターネット		令和2年3月19日(木)から令和2年4月10日(金)まで	令和2年7月27日(月)から令和2年8月17日(月)まで	最終日の午後5時15分までに受信したものに限り。[期間中常時受付]

4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
春季試験	令和2年5月10日(日) (教養試験・論文試験) (受付時間) 午前8時30分から午前8時50分まで (受付場所) 50周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
	令和2年5月23日(土) (集団面接)	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)
	令和2年5月24日(日) (適性検査・身体検査(1回目)・体力試験)	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
	令和2年6月15日(月)又は6月16日(火)のうち指定する1日 (身体検査(2回目))	山梨病院 (甲府市朝日三丁目11-16)
	令和2年7月6日(月)又は7月7日(火)のうち指定する1日 (個別面接)	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)
区分	試験日	試験会場
秋季試験	令和2年9月20日(日) (警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導) 以外:教養試験・論(作)文試験) (警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導) :教養試験・実技試験・身体検査(1回目)) (受付時間)午前8時30分から午前8時50分まで	甲府市内 (試験会場は、決定次第、山梨県ホームページ等に公表するとともに、受験票に明記して受験者に通知する。)
	令和2年10月10日(土)(集団面接)	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)
	令和2年10月11日(日) (警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導) 以外:適性検査・身体検査(1回目)・体力試験) (警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導) :適性検査・論文試験)	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
	令和2年11月2日(月)又は11月4日(水)のうち指定する1日 (身体検査(2回目))	山梨病院 (甲府市朝日三丁目11-16)
	令和2年11月21日(土)又は11月22日(日)のうち指定する1日 (個別面接)	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験	40点 (警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)は20点)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、警察官Aについては大学で、警察官Bについては高等学校で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、 数的推理、資料解釈 【試験時間】150分(警察官A) 120分(警察官B)
	資格加点	武道 英語 情報 処理 10点	別掲1に掲げる警察官の職務遂行に有用な資格等の所有者に対し、1つの区分につき5点、最大2つの区分(10点)まで加点する。 ※男性/武道指導及び女性/武道指導は除く。
	警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)のみ実施		
	実技試験	20点	武道指導に必要な技能を有するか否かについて、実技による試験を行う。 【実技内容】 ・課題技を与える基本的技能 ・試験係員を相手に試合形式で行う実践的技能
	身体検査(1回目)	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う(検査項目別掲2)。
第2次試験	人物試験	20点	社会性、積極性、表現力等について、集団面接を行う。 警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)は除く。
	身体検査(1回目)	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う(検査項目別掲2)。
	体力試験	20点	職務遂行上必要な体力について、実地試験を行う。 ○スポーツ庁が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。 【試験項目】 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、 20mシャトルラン(往復持久走)、立ち幅とび ○公益財団法人日本スポーツ協会が定める運動適性テスト実施要項に基づき、一定の基準を満たすか否かについて、実施する。 【試験項目】 腕立伏臥腕屈伸
第3次試験	第1次試験日に実施 〔警察官A(男性/武道指導)及び警察官A(女性/武道指導)の論文試験は、第2次試験日に実施〕		
	論文試験(警察官A)	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。【試験時間】90分
	作文試験(警察官B)	20点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。 【試験時間】60分
	第2次試験日に実施〔全試験職種共通〕		
	人物試験	—	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかに ついて、適性検査を行う。
人物試験	50点	社会性、積極性、表現力等について、個別面接を行う。	
身体検査(2回目)	—	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件 を満たすか否かについて、医師による検査を行う(検査項目別掲 2)。	
資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について、調査を行う。	

- (1) 論文試験及び作文試験は、第1次試験日（警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導）においては、第2次試験日）に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。
 なお、第1次試験日に論文試験又は作文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。
 また、警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導）においては、第2次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第2次試験は不合格とする。
- (2) 人物試験（適性検査）は、第2次試験日に実施するが、第3次試験の人物試験（個別面接）の参考とするため、第2次試験合格者のみ判定する。
- (3) 第1次試験合格者は、教養試験及び資格加点の合計得点の高い順（ただし、警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導）の場合は、教養試験及び実技試験の合計得点の高い順）、第2次試験合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目	基準																							
第1次試験	教養試験	・得点が配点の3割未満の場合（警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導）以外） ・得点が配点の2割以下の場合（警察官A（男性/武道指導）及び警察官A（女性/武道指導））																							
第2次試験	体力試験（腕立伏臥腕屈伸を除く。）	①得点が配点の5割未満の場合 ②次の表に掲げる試験項目ごとの基準をいずれか一つでも満たさない場合																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>握力</td> <td>37kg以上</td> <td>21kg以上</td> </tr> <tr> <td>上体起こし（30秒間）</td> <td>12回以上</td> <td>5回以上</td> </tr> <tr> <td>長座体前屈</td> <td>27cm以上</td> <td>31cm以上</td> </tr> <tr> <td>反復横とび（20秒間）</td> <td>31回以上</td> <td>27回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン（往復持久走）</td> <td>18回以上</td> <td>10回以上</td> </tr> <tr> <td>立ち幅とび</td> <td>162cm以上</td> <td>113cm以上</td> </tr> </tbody> </table>		試験種目	基準		男性	女性	握力	37kg以上	21kg以上	上体起こし（30秒間）	12回以上	5回以上	長座体前屈	27cm以上	31cm以上	反復横とび（20秒間）	31回以上	27回以上	20mシャトルラン（往復持久走）	18回以上	10回以上	立ち幅とび	162cm以上
試験種目	基準																								
	男性	女性																							
握力	37kg以上	21kg以上																							
上体起こし（30秒間）	12回以上	5回以上																							
長座体前屈	27cm以上	31cm以上																							
反復横とび（20秒間）	31回以上	27回以上																							
20mシャトルラン（往復持久走）	18回以上	10回以上																							
立ち幅とび	162cm以上	113cm以上																							
	体力試験（腕立伏臥腕屈伸）	次の基準を満たさない場合																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>腕立伏臥腕屈伸</td> <td>10回以上</td> <td>4回以上</td> </tr> </tbody> </table>		試験種目	基準		男性	女性	腕立伏臥腕屈伸	10回以上	4回以上														
試験種目	基準																								
	男性	女性																							
腕立伏臥腕屈伸	10回以上	4回以上																							

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

- (4) 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、次の順序に従って最終合格者を決定する。
- ア 第3次試験・人物試験（個別面接）の得点の上位者
 - イ 第2次試験・人物試験（集団面接）の得点の上位者
 - ウ 第1次試験の合計得点の上位者

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

区分	春季試験	秋季試験
第1次試験合格者発表	令和2年5月15日(金)	令和2年10月2日(金)
第2次試験合格者発表	令和2年6月5日(金)	令和2年10月23日(金)
最終合格者発表	令和2年7月17日(金)	令和2年12月4日(金)

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに、合格者に書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒の場合約223,300円、短期大学卒の場合約206,000円、高等学校卒の場合約190,100円(いずれも令和2年4月1日現在)である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 勤務開始日については、原則として令和3年4月1日とする。

(2) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。

(3) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文試験・作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(4) 詳細は、「令和2年度山梨県警察官採用試験案内」による。

別掲1 資格加点
(1) 加点の対象となる資格等

試験職種・区分	区分	加点対象資格等
警察官A (男性) 警察官A (女性)	武道	①柔道 2段以上 (公益財団法人講道館認定) ②剣道 2段以上 (一般財団法人全日本剣道連盟認定)
	英語	①実用英語技能検定 2級以上 ②TOEIC (公開テストに限る) 470点以上 ③TOEFL PBT 460点以上 CBT 140点以上 iBT 48点以上 ④国際連合公用語英語検定 C級以上
	情報処理	経済産業省認定の情報処理技術者試験に合格している者及び情報処理安全確保支援士となる資格を有している者 ※平成21年度以降に実施された、次に掲げるものに限る ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験、情報セキュリティスペシャリスト試験及び情報処理安全確保支援士試験
警察官B (男性) 警察官B (女性)	武道	①柔道 2段以上 (公益財団法人講道館認定) ②剣道 2段以上 (一般財団法人全日本剣道連盟認定)
	英語	①実用英語技能検定 準2級以上 ②TOEIC (公開テストに限る) 435点以上 ③TOEFL PBT 447点以上 CBT 130点以上 iBT 44点以上 ④国際連合公用語英語検定 D級以上
	情報処理	経済産業省認定の情報処理技術者試験に合格している者及び情報処理安全確保支援士となる資格を有している者 ※平成21年度以降に実施された、次に掲げるものに限る ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験、情報セキュリティスペシャリスト試験及び情報処理安全確保支援士試験

(2) 加点の方法

武道、英語及び情報処理のそれぞれの区分において、加点対象資格等を有している受験者の当該資格等について、それを証明する書類 (原本及び写し) により確認のうえ、第1次試験得点に、1つの区分につき5点、最大2つの区分まで加点する。

なお、加点対象資格等は、申込書提出時まで取得済みのものに限る。第1次試験日に当該資格等について、原本による確認及び原本の写しを提出できない場合は加点しない。

(3) 資格等の確認書類

区分	加対象資格等	確認書類（原本及び原本の写し）
武道	柔道	公益財団法人講道館が発行する柔道段位証書等
	剣道	一般財団法人全日本剣道連盟が発行する剣道段位証書等
英語	実用英語技能検定	合格証明書、PROOF OF EIKEN CERTIFICATION 又は Certificate
	TOEIC	Official Score Certificate 又は Official Score Report (団体特別受験制度 (Institutional Program) のスコアは対象外)
	TOEFL	Examinee Score Report 又は Test Taker Score Report
	国際連合公用語英語検定	国際連合公用語英語検定認定証、合格証明書又は合格証
情報処理	経済産業省認定の情報処理技術者試験等	合格証明書又は合格証

別掲2 身体検査項目及び合格基準

検査項目		合格基準	
		警察官A（男性）、警察官A（男性/武道指導）及び警察官B（男性）	警察官A（女性）、警察官A（女性/武道指導）及び警察官B（女性）
身体検査（1回目）	身長 体重 関節及び五指の運動	160 cm以上であること。 47 kg以上であること。 職務遂行上支障がないこと。	150 cm以上であること。 43 kg以上であること。 職務遂行上支障がないこと。
身体検査（2回目）	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。	
	色神（色覚）	職務遂行上支障がないこと。	
	聴力	正常であること。	
	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番